

特集

障害者の法定雇用率引上げと 支援策の強化について

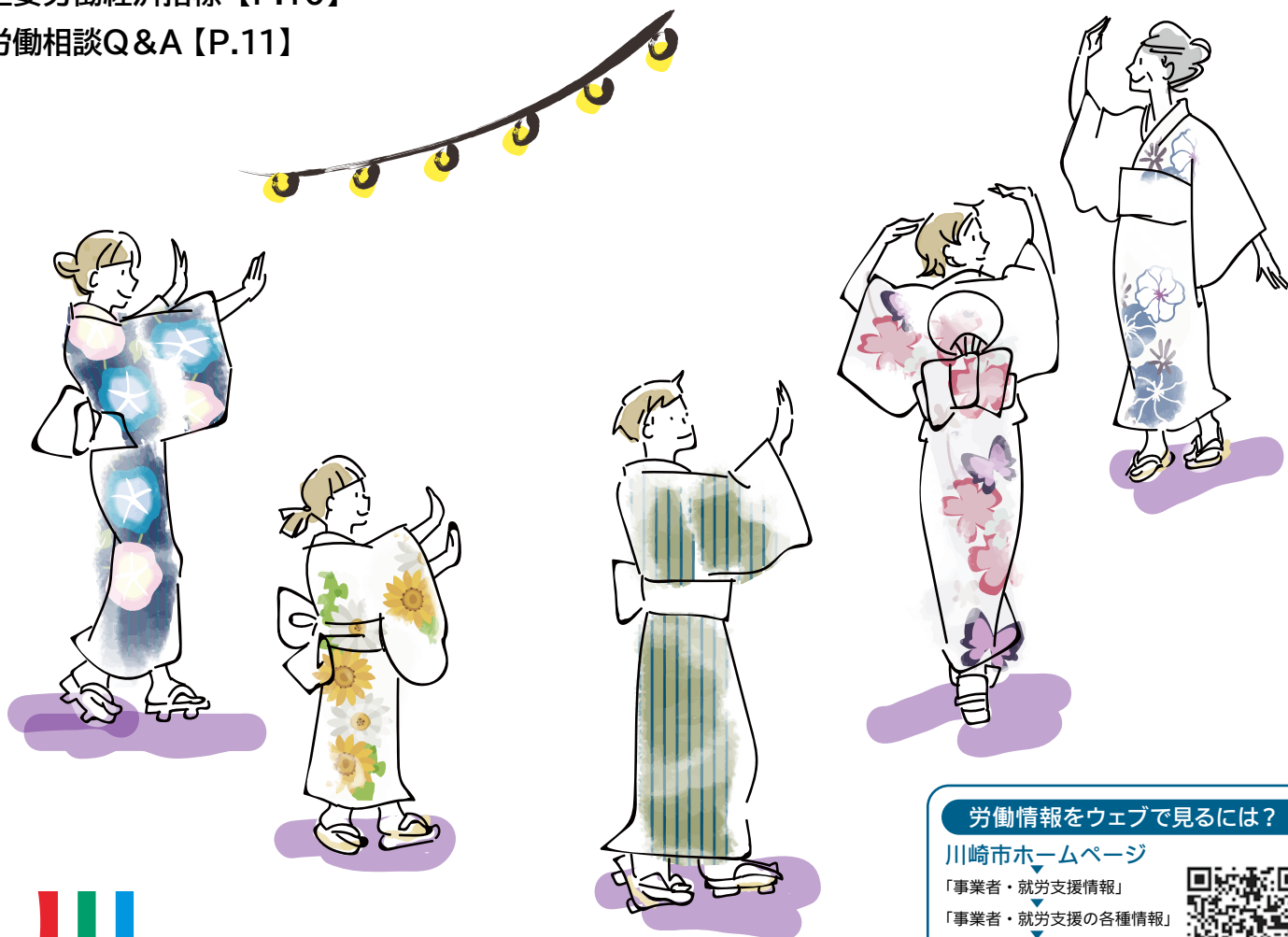
川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.7～】

- かながわ労働センター川崎支所からのお知らせ 労働講座「押さえておきたい労働法の基礎知識」
- 労働者協同組合の設立状況 ～施行後半年で1都1道15県で計34法人の設立～
- カスタマーハラスメント悩み相談室について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

社会保険労務士 鎌田 慎司

■はじめに

一定の規模以上の企業には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、障害者等が能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指すため、障害者雇用対策が義務付けられています。

この法律の改正に伴い、今後、数年間で対策の義務化が求められる企業の範囲が拡大され、現時点では対象となっていない企業も対象になる可能性があります。今後の変更の流れを知り、早めに対策を検討していきましょう。

障害者を雇用しなければならない対象の事業主には以下の義務が発生します。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

■今後発生する障害者雇用の法改正を時系列にご紹介

【令和5年4月】

障害者雇用における障害者の算定方法の変更

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

→ 障害者を雇用している企業にとって雇用率が改善する可能性があります。

【令和6年4月】

障害者雇用における障害者の算定方法の変更

①一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

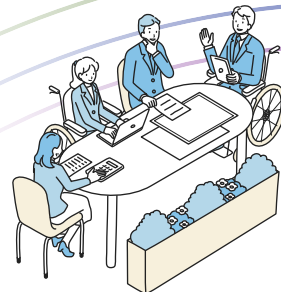
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

→ 障害者を雇用している企業にとって雇用率が改善する可能性があります。

②障害者の法定雇用率の引き上げ・第一弾

障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられます。

これにより、社員数40人以上の事業主が障害者雇用対策が義務付けられる対象事業主となる可能性があります。障害者雇用納付金も2.5%で算定することになります。



→ これまで障害者雇用対策が義務化されていなかった企業において、障害者雇用対策を行う義務が発生する可能性があります。

【令和7年4月】

除外率の引き下げ



これまで平成16年4月と平成22年7月に除外率が引き下げられていましたが、令和7年4月に更に10ポイント引き下げになります。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	—
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業水運業	10%	—
非鉄金属第一次製錬・精製業貨物運送 取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
港湾運送業 警備業	25%	15%



川崎の女性活躍推進「かわさき☆えるぼし」認証にご応募ください

川崎市では、女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内中小企業等を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証企業を募集します！認証されると、認証企業であることが市ホームページ等で広く紹介されるとともに、認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用できます。そのほか、公共調達において利用する主観評価項目点の付与等のメリットがあります。

<p>対象</p> <p>認証要件</p>	<p>常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所を有する企業等</p> <p>女性の活躍推進のための取組が「かわさき☆えるぼし」認証評価項目の基準以上であること（意識・職場風土の醸成、キャリア形成支援、長時間労働の是正、希望に応じた多様な働き方の推進、仕事と生活の両立支援等）</p>	 <p>女性が活躍しています！ かわさき☆えるぼし 認証企業</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和5年8月1日（火）から9月29日（金）まで</p>	
<p>申請方法</p>	<p>市ホームページから申請書（Excel等）をダウンロードし、必要事項を入力の上、市ホームページから「電子申請」でご提出ください。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000151826.html</p>	
<p>説明動画</p>	<p>申請開始に合わせて応募にあたっての説明動画を令和5年8月上旬に掲載予定</p> <p>*「かわさき☆えるぼし」認証制度のWEBページに掲載します。</p> <p>かわさき☆えるぼし 検索</p>	
<p>個別相談</p>	<p>申請書・添付書類等に関する個別相談を、8月8日（火）から9月15日（金）まで、1企業あたり30分間で実施します。下記問合せ先にて電話で受け付けます。</p>	

「かわさき☆えるぼし」認証企業の皆さまの声

先輩企業に
聞きました！

「かわさき☆えるぼし」
認証企業となった

効果は？



従業員の
モチベーションアップ

- 女性社員が会社の方針を理解し、モチベーションアップにつながっています。
- 会社の取組が評価され、社員による自社への愛着が高まりました。

市の広報による
イメージアップ

- 取引先から認証を受けていることが話題になり、会社のイメージアップにつながっています。
- 積極的に女性の採用に取り組んでいることを顧客に対してアピールできるようになりました。

採用機会の
拡大

- 川崎市主催の合同説明会やインターンシップ合同マッチング会などの優先枠があることで、採用機会の場を以前よりも得やすくなりました。
- 採用面でアピールでき、応募者から「かわさき☆えるぼし」の認証を受けていることに関心を持ったと言われました。
- 実際に女性の応募者が増え、女性従業員が増えました。

【問合せ・個別相談実施窓口】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室（川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル9階）

電話 044-200-2300

[かわさき☆えるぼし認証](#)

[検索](#)



～調査へのご協力のお願い～ 令和5年度労働状況実態調査を実施します



本市では、市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用動向を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に資することを目的として、平成2年から労働状況実態調査を実施しています。

調査票がお手元に届いた場合は、ご確認の上、郵送またはWEBにて調査へのご協力をお願いいたします。

■調査対象 川崎市内の2,000事業所

■調査票送付 令和5年8月初旬

■提出期限 令和5年9月1日（金）

※調査票の回収及び調査に関する問合せの対応は、川崎市が委託している下記の会社が行います。

昨年度は調査にご協力いただきありがとうございました。調査結果をまとめた「令和4年度版川崎市労働白書」を発行しましたので、川崎市ホームページ（右記二次元コード）にてご覧ください。



【問合せ先】株式会社サーベイリサーチセンター

住 所：東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 世論・計画部

電 話：03-6826-4666

【事務局】川崎市経済労働局労働雇用部

【参加企業募集】多様な人材の採用に向けた10月の市主催マッチングイベント

女性・ミドルシニアと川崎市内企業とのマッチング交流会

日 時 令和5年10月20日（金）

【女性】10時30分～13時（仮） 【ミドルシニア】14時～16時30分（仮）

場 所 川崎市産業振興会館4階展示場（川崎市幸区堀川町66-20）

企 業 各20社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定

申込期間 令和5年8月中旬～9月中旬頃（予定）

参加求職者 【女性】再就職等を希望する女性 【ミドルシニア】おおむね35歳以上の求職者

イベントの特徴 採用ターゲットに合わせた効率的なPRができます！

申込方法 ホームページ上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら下記ホームページをご覧ください。



▲事業サイト

【申込み・問合せ】川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 0120-95-3087 事業サイト <http://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルテンプスタッフ(株)が委託を受けて実施いたします。

【所管】川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2276 メール 28roudou@city.kawasaki.jp



事業者代表者の皆さまへお願い 8月6日・9日「原爆の日」平和祈念黙とう等について



来たる8月6日、9日は広島市及び長崎市に原爆が投下されて78年目の「原爆の日」にあたります。

本市では、「原爆の日」を迎えるにあたり、唯一の被爆国としての体験を風化させることなく、原爆死被害者のご冥福と、核兵器の廃絶並びに世界の恒久平和の実現を祈念するため、原爆投下日時に1分間の黙とうを捧げたいと存じます。つきましては、この趣旨をご理解いただき、貴事業所におかれましても、チャイム・サイレン・鐘等の吹鳴について、ご協力をお願いいたします。

—— チャイム、サイレン、鐘等の吹鳴依頼日時 ——

広島原爆投下日時 8月6日（日） 8時15分～16分（1分間）

長崎原爆投下日時 8月9日（水） 11時2分～3分（1分間）

【問合せ】川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 電話 044-200-2688

オンライン労働相談 開始のお知らせ

川崎市では、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメントに関する問題など、労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って、面接・電話による労働相談を実施しています。この度、相談者の皆さまのさまざまな状況に対応するため、**社会保険労務士による労働相談においてオンライン相談を開始しました**。詳細については、川崎市ホームページ等をご確認ください。

労働相談概要

＜相談対象者＞

市内在住・在勤・在学の方で、労働問題でお困りの方

＜相談窓口＞

【専門相談員による労働相談】

■対面相談・電話相談

場 所：経済労働局労働雇用部（川崎フロンティアビル6階）

電 話：044-200-2272

受付日時：月曜～金曜（祝日、休日、年末年始を除く）10時30分～13時、14時～17時

【社会保険労務士による労働相談】

■対面・オンライン相談 ※予約制

場 所：中原区役所4階（地域振興課内）

電 話：0120-110-225

受付日時：水曜（祝日、休日、年末年始を除く）9時～12時、13時～16時

■電話相談 ※予約不要

電 話：0120-110-225

受付日時：月曜～金曜（祝日、休日、年末年始を除く）9時～17時

【問合せ】川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2271



従業員の「妊娠」・「不妊治療」と仕事の両立を応援しましょう

母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を知っていますか？

医師等による女性労働者への指示事項を、適切に事業主に伝達するためのツールです。働く妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容を事業主に的確に伝えるためのもので、事業主は「母健連絡カード」が提出された場合、記載内容に応じた適切な母性健康管理措置を講じる義務があります。



※母性健康管理措置とは、「妊娠中の通勤緩和」「妊娠中の休憩に関する措置」「妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業）」などがあります。

【厚生労働省ホームページ】女性労働者の母性健康管理等について（母性健康管理指導事項連絡カード様式掲載）



不妊治療と仕事の両立のこと

日本では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、夫婦全体の約2.6組に1組の割合になります。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合になります。（令和4年厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」より）

令和4年4月に不妊治療が保険適用化され、働く人の中でも不妊治療を受ける人がさらに増えると思われます。

不妊治療と仕事の両立を目指す 従業員を応援しましょう

不妊症には男性側・女性側両方の要因がありますが、治療は女性のからだの周期に合わせて継続的に行う必要があります。仕事を休む必要も出てきます。

さらに、身体的・精神的な負担の大きさから仕事との両立を困難に感じ、離職するケースもあります。職場が両立を応援することは、離職を防ぎ、従業員の安心感やモチベーションにつながるなど、職場にとっても大きなメリットがあるはずです。

まずは担当者・担当部署を決めて 情報収集・周知から

主導する部門や担当者等を決定し、不妊治療のことや、上司として相談を受けたときの対応方法、職場全体での配慮について周知をしていきましょう。

他社で取り入れている支援方法（不妊治療休暇、時差出勤制度など）についても情報収集できるとよいでしょう。

【参考資料】「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」
「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

【問合せ】川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 電話 044-200-2450



厚生労働省HP



「第44回かわさき市民祭り」 出店者・参加者を募集します!!

つこうみんのひろば



かわさき市民祭りは、市民・事業者・行政が一体となって実施する川崎市内最大級のイベントです。8月4日から、ステージに出演したい方、飲食・食品・物販・キャンペーン等のバザールの参加者を募集します。また、かわさき市民祭りに協賛していただける企業・団体・個人もあわせて募集中です。

日時

令和5年11月3日（金・祝）～5日（日）
各日 10時～16時30分

会場

富士見公園一帯（川崎競輪場、富士通スタジアム川崎、
富士通スタジアム川崎駐車場、富士見軟式球場）
※一部、工事により使用不可

申込

受付期間：8月4日（金）～28日（月） 平日9時～17時
受付場所：かわさき市民祭り実行委員会 事務局
（住所：川崎市川崎区本町1-8-20 サマビル2F）
申込方法：かわさき市民祭りホームページ内に掲載
されている各募集要項を確認のうえ、
事務局にて配布している申込書で申し込み



【問合せ】 第44回かわさき市民祭り実行委員会（川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 内）
電話 044-200-2308
ホームページ <http://kawasaki-fest.main.jp/>



年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

～自分らしい夏休みで素敵な体験をたくさんしよう～

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏導入をご検討ください。
詳しくは、右の二次元コード「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

1) 日数 **付与日数から5日を除いた残りの日数**を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が
10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が
20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 **企業、事業場の実態に合わせた**さまざまな付与の方法があります。

一斉付与方式・交替制付与方式・個人別付与方式など、詳細は「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください。

【問合せ】 神奈川労働局雇用環境・均等部企画課（年次有給休暇の取得促進について）
電話 045-211-7357

かながわ労働センター川崎支所からのお知らせ

●労働講座「押さえておきたい労働法の基礎知識」 <事前予約制>

テレワークなど新しい働き方が広まる一方で、解雇・雇止めなどが依然として課題となっています。中小企業のパワハラ防止、男性の育児休業取得促進などの法改正や新しい判例も相次いでいます。職場で必須となる、採用から退職までに関わる労働法を対面形式の本講座で基礎からじっくり学びます。

使用者の方、労務管理担当者の方、労働者の方、興味のある方など、ぜひご参加ください。

- 日時 令和5年10月18日(水曜日)から11月30日(木曜日)のうち8日間
各日とも18時30分から20時30分まで
- 会場 てくのかわさき てくのホール
川崎市高津区溝口1-6-10 (JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)
- 対象 労使の他、関心のある方 60人 (申込先着順)
- 受講料 5,610円 (全8回)
- 申込方法 下記ホームページ、FAX、電話

▼その他、弁護士労働相談や夜間労働相談、ワーキングマザー両立応援カウンセリングも実施しています。
▼詳しくは、かながわ労働センター川崎支所のホームページでご確認ください (申込み方法等)。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所
電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180

広告

お困りごとはありませんか？
弁護士があなたの会社をサポートします！

相談予約
フォーム
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ？
- 辞めた社員に残業代請求された！
- 将来のために後継者を探したい！

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください！

本広告をご覧いただいた方限定で
15分間無料の電話相談をいたします！
ご予約の際「かわさき労働情報を見た」とお伝えください。

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

〒210-0002
川崎市川崎区榎町1-8
ニッコービル3F

川崎区役所から
歩道橋を渡ってすぐ！



弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績

小山法律事務所

代表弁護士・公認会計士 小山治郎

労働者協同組合の設立状況 ～施行後半年で1都1道15県で計34法人の設立～

我が国では、少子高齢化が進む中、人口が減少する地域において、介護、障害者福祉、子育て支援、地域づくりなどの幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が求められる中、令和4年10月1日から「労働者協同組合法」が施行されました。

労働者協同組合は多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自らその事業に従事することを基本原理とする組織です。

労働者協同組合法が施行され半年が経過し、計34法人が全国各地に設立されました（4月1日時点で厚生労働省において把握しているものに限る。）。

設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護などさまざまな事業が行われています。詳しくは、厚生労働省ホームページ「労働者協同組合」（右記二次元コード）をご覧ください。



労働者協同組合の設立状況(概要)

令和5年4月1日時点で1都1道15県で計34法人が設立されています。

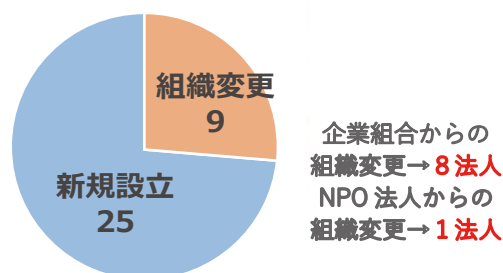
※北海道、宮城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は4法人

主な分野

- ・キャンプ場の経営
- ・葬祭業、青年後見支援
- ・一般貨物自動車運送
- ・家事代行
- ・地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・高齢者介護
- ・生活困窮者支援
- ・子育て支援
- ・障害福祉
- ・清掃、建物管理
- ・メディア制作

新規設立と組織変更による設立の法人数



カスタマーハラスメント悩み相談室について

カスタマーハラスメントの防止対策については、厚生労働省をはじめとして、「顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議」で議論を行うとともに対策を進めています。令和5年度は「カスタマーハラスメント悩み相談室」において、相談無料にてメール相談・SNS相談を受け付けています。

その他、企業向けマニュアル、リーフレット、ポスターも作成していますので、ぜひご活用ください。

【カスタマーハラスメント悩み相談室】※就活ハラスメント悩み相談室と同窓口

カスタマーハラスメントとは、顧客等からの著しい迷惑行為のことです。例えば以下のようなことでお困りではありませんか。お悩み、お困りの方、メールまたはSNSにてご相談ください。



顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ・長時間にわたる拘束
- ・頻繁に来店し、その度にクレームを行う
- ・大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し
- ・暴力行為や物の破壊行為
- ・脅迫的な言動
- ・SNS/インターネット上での誹謗中傷
- ・セクシュアルハラスメント

☆上司に相談しても対応してくれない

詳しくは、カスタマーハラスメント悩み相談室 →
（就活ハラスメント悩み相談室と同窓口）



企業向けマニュアル等：厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」→

令和5年8月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 5月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月に比べ0.04ポイント上回りました。

* 5月の川崎市内の有効求人倍率は、0.81倍で前年同月と比べ0.1ポイント上回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和4年12月		9,682	7,464	17,146	99,879	7,064	11,149	18,213	98,968	1.37	0.67	0.94	0.91
令和5年1月		9,644	7,324	16,968	99,155	7,135	11,060	18,195	100,031	1.35	0.66	0.93	0.92
	2月	9,638	7,555	17,193	101,302	7,269	11,256	18,525	102,496	1.33	0.67	0.93	0.91
	3月	9,903	7,736	17,639	100,676	7,498	11,751	19,249	106,747	1.32	0.66	0.92	0.90
	4月	9,440	7,342	16,782	94,678	7,922	12,486	20,408	111,608	1.19	0.59	0.82	0.90
	5月	9,531	7,188	16,719	93,410	7,933	12,649	20,582	113,250	1.20	0.57	0.81	0.92
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 5月の完全失業者数は188万人、完全失業率は2.6%となりました。一方、有効求人倍率は1.31倍で、前年同月に比べ0.07ポイント上回りました。

年月	項目	完全失業者(全国)		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和4年12月		158	-15.0	2.5	1.35
令和5年1月		164	-21.0	2.4	1.35
	2月	174	-6.0	2.6	1.34
	3月	193	13.0	2.8	1.32
	4月	190	2.0	2.6	1.32
	5月	188	-3.0	2.6	1.31
資料出所		総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和5年1月～5月の労働災害発生状況は、前年比240件減の425件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		41 (0)	36 (0)	5	13.9
建設業		45 (2)	46 (0)	-1	-2.2
運輸業		85 (0)	74 (0)	11	14.9
その他		254 (0)	509 (2)	-255	-50.1
総計		425 (2)	665 (2)	-240	-36.1
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注) 件数は休業4日以上(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

* 5月の川崎市消費者物価指数は、104.0となり、前年同月に比べ2.9ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金(円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和4年12月		681,294	702,042	139.2	144.2	12.8	12.6	103.1	3.5	104.1	4.0	97.2	104.9	4	46	606
令和5年1月		319,102	316,337	131.7	135.7	12.7	11.8	103.7	3.8	104.7	4.4	92.7	100.8	4	32	570
	2月	306,682	309,496	135.1	139.7	12.6	12.0	103.2	3.0	104.0	3.3	92.1	104.5	11	39	577
	3月	318,840	335,655	139.8	145.8	13.3	12.5	103.5	3.1	104.4	3.3	93.2	104.8	6	52	809
	4月	326,411	324,953	142.6	148.3	12.9	12.6	104.2	3.3	105.1	3.6	100.2	105.5	4	39	610
	5月		P325,923		P141.0		P11.8	104.0	2.9	105.1	3.3	P101.9	P103.8	5	55	706
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年10月から「出生時育児休業（通称：産後パパ育休）」が取得できるようになりました。関連する相談事例を3例ご紹介します。

男性も「育児休業」の取得が可能になったのですか？
「出生時育児休業」とはどんな制度ですか？



「育児休業」は、性別を問わず取得できます。新しくできた「出生時育児休業」は、産後8週間以内に最長4週間取得できる育児休業です。出産した女性労働者の産後休業期間（産後8週間）と同じ時期に取得でき、主に男性の休業が想定されているため「産後パパ育休」とも言われています。「出生時育児休業」中は、労使協定が締結されている場合に限り、一定の制約の範囲内で働くことが可能です。柔軟に取得できる分、制度が少し複雑に感じるかもしれません。事前に関係する法律や勤務先の規定を確認しておきましょう。

*厚生労働省サイト 育児・介護休業法改正のポイント

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikuji/

「出生時育児休業」と「育児休業」の両方を取得することはできるのでしょうか？



産後8週間は「出生時育児休業」「育児休業」の両方の申し出が可能で、どちらか選択して取得できます。「出生時育児休業」の後、原則子が1歳になるまで「育児休業」を申し出ることができ、それぞれの期間内に2回（最大4回）まで分割取得も可能です。また、要件を満たせば、どちらも育児休業給付金や社会保険料免除の対象となります。

*対象となる労働者は、原則1歳に満たない子を養育する男女労働者ですが、法律や労使協定で定められた一定の労働者は育児休業をすることができない場合もありますので、ご自身が対象となるかご確認ください。

うちの会社では、規定がないから「出生時育児休業」「育児休業」は取れないと言われました。規定がないと取れないのでしょうか？



勤務先に育児休業に関する規定がなくても、法律に基づき育児休業を取得することができ、勤務先は休業の申し出を拒めません。正当な申し出にもかかわらず、休業の取得を拒んだり、取り下げを迫ったり、取得を理由に不利益な取扱い（解雇や賃金の引き下げなど）をすると、育児休業等に関するハラスメントに該当する恐れがあります。お困りの場合は、勤務先の相談窓口や都道府県労働局雇用環境・均等室に相談されることをおすすめします。

*厚生労働省パンフレット「職場でつらい思いをしていませんか？」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/sekuhara1.pdf>

編集後記

早くも8月になり夏真っ盛りですが、皆さまにとって、夏の風物詩といえばなんでしょう？花火、海水浴、BBQなどさまざまあると思いますが、私は“父の日焼け”に夏を感じます。県内某高校野球部（OBに松坂大輔氏など）の追っかけをしている父は、時には日帰り甲子園へ行くほどの熱狂的なファンです。学校には全く関係ないにも関わらず、保護者に交じって応援するほど楽しんでいる父の姿を見るにつけ、よい老後の趣味を見つけたなと思います。今年も、父が薄くなった頭頂部まで日焼けする季節がやってきました。皆さんも、楽しい夏をお過ごしください。

労働資料室 運営再開のお知らせ

川崎市立労働会館については、（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備により令和5年4月から休館していますが、川崎市立労働会館5階に設置されていた**労働資料室**については、**川崎市教育文化会館（川崎区富士見2-1-3）の1階に仮移転し、令和5年8月30日（水）から運営を再開します！**

Kawasaki City Labor Material Library

川崎市 労働資料室



開室時間 ● 9:00～17:00

休室日 ● 第3月曜日、年末年始
(12月29日～1月3日)
※その他臨時に休室することがあります

入室料 ● 無料

～川崎市労働資料室～

労使間の諸問題や勤労者の福祉の向上を図る調査・研究など労働問題について、勤労市民、経営者、研究者、一般市民のさまざまな活動に役立つ専門図書館を目指して、労働に関する図書をはじめ、雑誌、新聞、機関誌（紙）、各調査資料など約43,000点を揃えています。

図書・資料は、誰でも自由に閲覧室で利用でき、貸出しも行っています（一部図書・資料を除く。）。

【問合せ】川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2271

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2152号 令和5年8月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

電話 044-200-3653（直通）FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、下記のFAX番号まで送信くださいますよう、お願い申し上げます。 FAX：044-200-3598